



大門町告示第6号

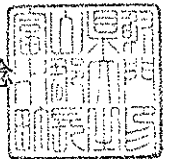
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営土地改良事業生源寺地区の換地処分の告示のあった翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年3月22日

大門町長 田 所 稔



1 大字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「市井」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
大門町	生源寺		444の一部、445の一部

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地 番
大門町	生源寺	中 島	49、50
	市 井	屋敷田	102-1